

# 屋根の除雪費用を助成します!!

市では、屋根の除雪で支払った経費の一部を高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯などに対し、助成します。  
※市から業者の派遣や斡旋などを行うものではありません。

## ● 対象世帯 ※以下の項目を全て満たす世帯

- 市民税非課税世帯
- 自力で除雪が困難な世帯
- 親族（二親等以内）から労力的援助、経済的援助が受けられない世帯  
（親族がいる場合は原則対象外ですが、ご事情により対象となることもあります。）

上記の条件に全て該当する世帯で、次のいずれかに該当する世帯。

### ▼ 高齢者世帯

65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上の高齢者等で構成されている世帯

### ▼ 障がい者世帯

障がい者のひとり暮らし、または障がい者等で構成されている世帯

※障がい者とは、次のいずれかをいいます。

- 身体障害者手帳 1～4 級所持者
- 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者
- 療育手帳 A所持者

### ▼ ひとり親世帯

ひとり親と義務教育修了前の子どもだけの世帯

## ● 助成対象費用

常に居住している家屋の屋根の除雪費用。  
屋根の除雪に伴う玄関先、避難経路の必要最小限度の除雪も対象となります。（裏面をご覧ください）

## ● 助成額

利用世帯には、1回15,000円を上限とし、  
年度内に4回まで助成します。  
助成額を超えた分は自己負担となります。

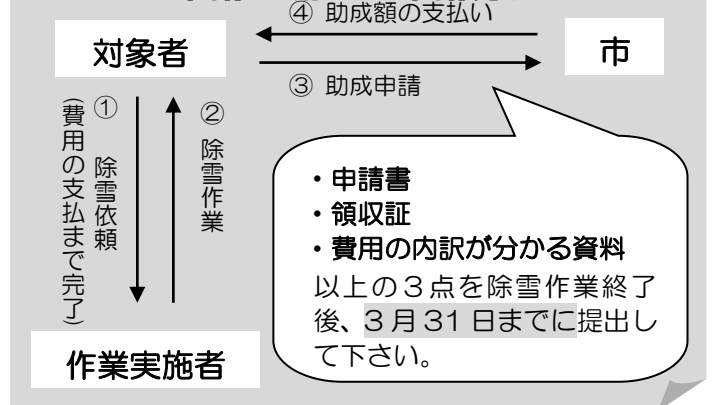
## ● 作業実施者

除雪の作業実施者については、指定はありませんが、二親等以内の親族が行った作業に関しては、助成対象となりません。また、二親等以内の親族が経営する事業所に依頼した場合も助成対象となりません。

## ● 注意

作業中の事故などについては、利用者や作業実施者での対応となります。  
作業実施者が屋根に上がって作業を行う場合、利用者の屋根にアンカーの設置がないことを理由に作業を断られてしまうこともあります。アンカー設置費用の一部については補助を受けることができます（要事前（5月）申込み、補助の対象となるかは抽選で決まります）。詳しくは 市 建築課までお問い合わせください。

## 申請の流れと申請方法

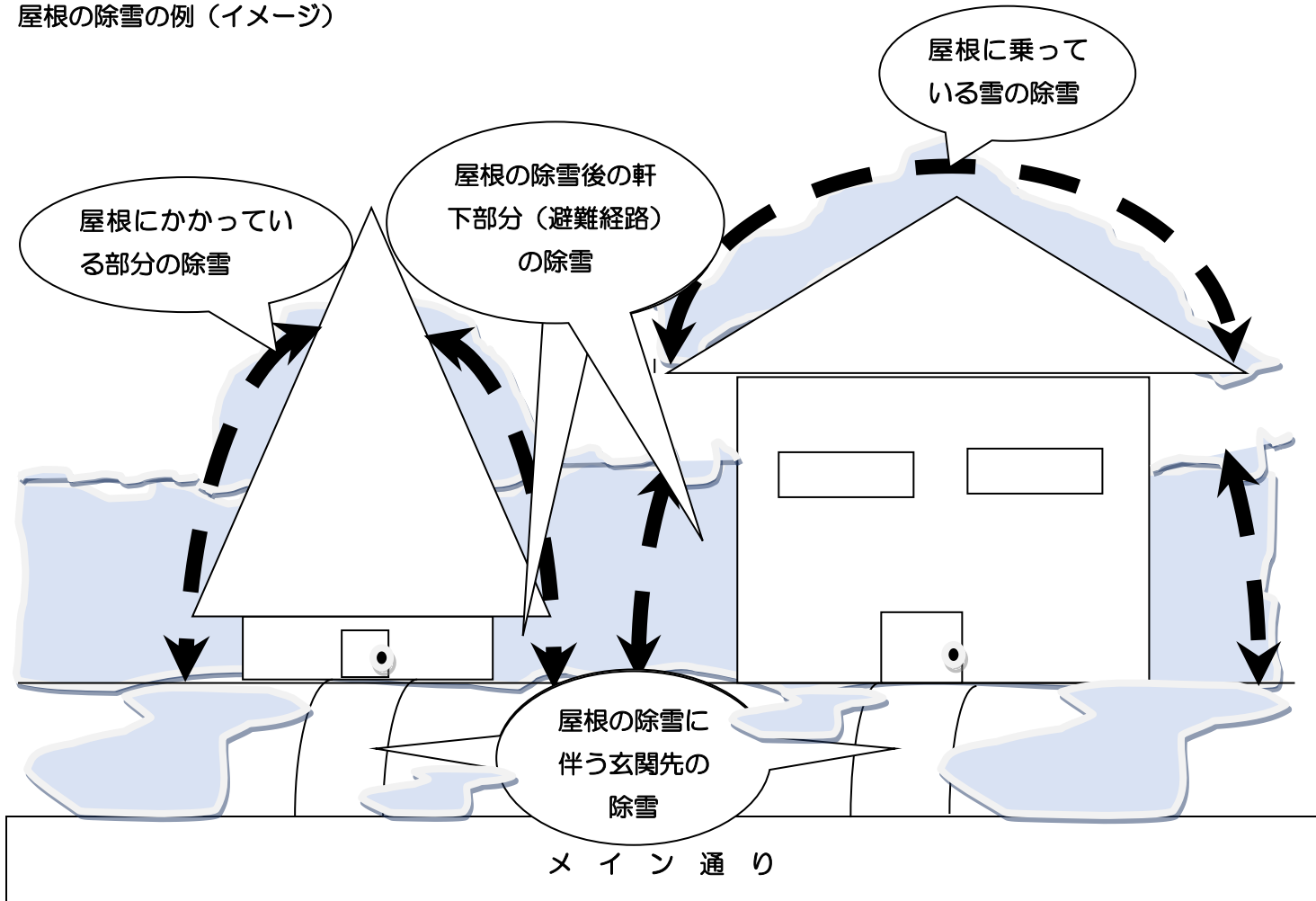


**対象世帯の確認や不明な点等は、下記の問合せ先へご連絡下さい。**

### 【問合せ先】

▽ 高齢者世帯の場合	高齢福祉課	高齢福祉係	☎ 28-9200
▽ 障がい者・ひとり親世帯の場合	社会福祉課	障がい福祉係	☎ 28-9223
		ひとり親家庭支援係	☎ 28-9222

## 屋根の除雪の例（イメージ）



※車庫や納屋、物置は対象外になります。

※屋根の傾斜や材質（トタンなど）で屋根に雪が乗っていない場合でも屋根に雪がかかっている場合は屋根の雪とみなし、除雪の対象とします。

※傾斜の強い屋根や登れない屋根（トタンなど）と業者が判断した場合は、屋根に登っての作業はできない場合があります。登らずに行う作業であっても、屋根にかかっている部分の除雪は、対象になります。

## 法律の規制（労働安全衛生法）

**労働安全衛生法**は、労働者が安全に業務を行えるように雇用主が守るべきことを定めた法律です。

この法律では、墜落のおそれがある作業をする労働者に対して「雇用主は墜落制止用器具（安全帯）を使用させなければならない」と定めています。

そのため、屋根雪下ろしを業者に依頼する場合、業者は適切に安全帯を使用できると判断できなければ作業を請け負うことができません。

自ら所有する建物の屋根雪下ろしを自身で行う場合、業務ではないため、この法律は適用されませんが、危険を伴う作業に変わりはないので、**命綱を使用するとともに、墜落の可能性のある屋根の端で作業を行わない**ことが重要です。

新潟県

「命綱固定アンカーガイドブック第3版」より引用

命綱と身体を繋ぐ

安全帯

転落防止のために十分な性能を持つロープ

命綱

命綱と建物を繋ぐ

アンカー

